

認定希少種保全動植物園等制度の 状況と課題

令和 7 年 1 月
環境省自然環境局野生生物課

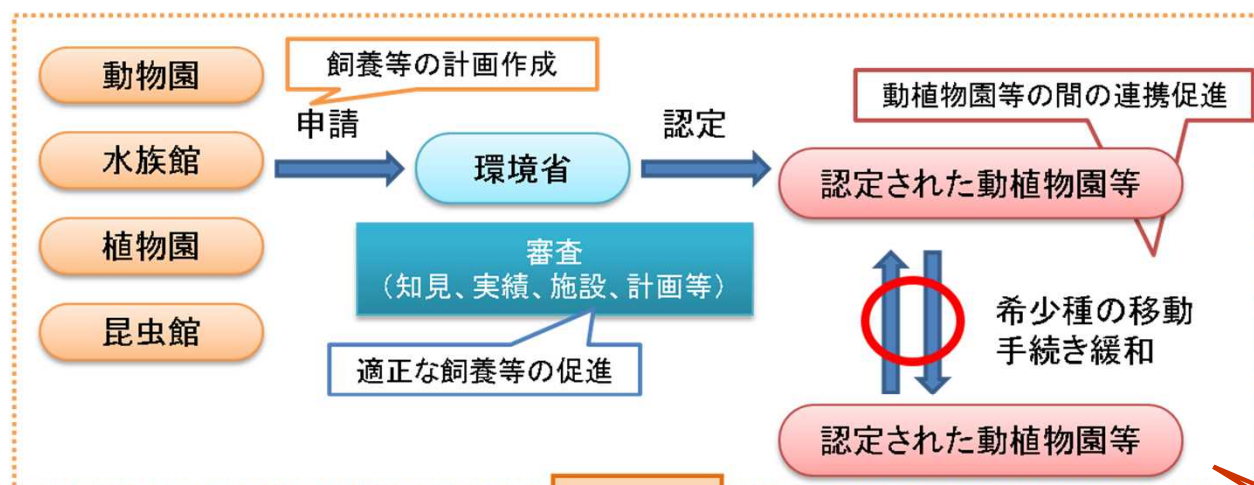
認定希少種保全動植物園等制度の概要

生息域外保全等の取組は、各動植物園等の自主的な協力に頼っているものの、繁殖等のために個体を移動する際、譲渡し等の許可手続き(第13条)が必要



認定希少種保全動植物園等制度（第48条の4 ほか）

- 平成29年の種の保存法改正によって創設、平成30年6月1日より施行
- 希少野生動植物種の取扱が種の保存に資するものとして一定の基準を満たす動植物園等を環境大臣が認定
- 認定された動植物園等は、希少野生動植物種の譲渡し等の規制が原則として適用されない
- 認定については5年ごとに更新が必要



<期待される効果>

- (1) 繁殖等に向けた他園館との円滑な個体移動などによる生息域外保全の推進
- (2) 来園者への希少種に関する環境教育・普及啓発の促進
- (3) 動植物園等が持つ「種の保存」という公的機能の明確化・社会的な認知度の向上

✓積極的な連携体制の構築

✓譲渡し等の規制緩和

※片方が認定園でない場合、認定園側のみ手続き緩和の対象

生息域外保全や普及啓発等のより一層の促進

認定の審査に係る考え方

希少野生動植物種保存基本方針（平成30年4月17日）

第七 認定希少種保全動植物園等に関する基本的な事項

- ◆ 希少野生動植物種が、種の保存のため適切に取り扱われることを確認するため、当該種の個体の飼養等及び譲渡し等の目的、実施体制及び飼養栽培施設について審査する。
- ◆ 希少野生動植物種の飼養等及び譲渡し等が、その目的に応じて、種の保存のため適切かつ確実に実施されるものであることを確認するため、当該種の個体の飼養等及び譲渡し等に関する計画について審査する。
- ◆ 種の保存の観点から、取り扱う希少野生動植物種に係る繁殖への取組、生息地等における生息・生育状況の維持改善への取組、疾病・傷病への対応、普及啓発に係る展示の方針及び個体の取得経緯等について審査する。
- ◆ 種の保存の観点から、申請者が欠格事由に該当していないか等、申請者の適格性について審査する。

認定基準等

希少種保全動植物園等の認定事務取扱要領（平成30年6月1日）

（主なものを抜粋）

- 適法に個体が入手されているか
- 飼養等の目的が第13条第1項（繁殖、学術研究、教育目的等）に規定する目的に適合するか
- 適切な実施体制があるか（施設・計画管理者・担当者・疾病対応）
- 計画の確実な実施が見込まれるか（適切な計画管理者、他園館との連携体制）
- 適切な展示がなされるか（認定希少種保全動植物園等として適切な環境教育・普及啓発の方針）
- 一種以上の国内希少野生動植物の繁殖に寄与するか
- 一種以上の国内希少野生動植物種の生息・生育地における保存を図るための事業に寄与するか（生息域内保全に係る事業への寄与）

認定希少種保全動植物園等の認定状況



	名称	認定年月日（更新年月日）
1	富山市ファミリーパーク	当初認定：2018年9月13日 更新認定：2024年6月24日
2	世界淡水魚園水族館（アクア・トトぎふ）	当初認定：2018年9月13日 更新認定：2024年6月24日
3	札幌市円山動物園	当初認定：2019年2月28日 更新認定：2024年8月23日
4	京都市動物園	当初認定：2019年3月7日 更新認定：2024年7月30日
5	豊橋総合動植物公園（動物園）	当初認定：2019年3月15日 更新認定：2024年8月23日
6	大阪公立大学附属植物園	当初認定：2019年12月17日
7	東京都葛西臨海水族園	当初認定：2021年1月13日
8	東京都井の頭自然文化園	当初認定：2021年3月29日
9	仙台市八木山動物公園	当初認定：2021年10月7日
10	宮崎市フェニックス自然動物園	当初認定：2022年2月9日
11	沖縄美ら海水族館	当初認定：2022年4月11日
12	東京都恩賜上野動物園	当初認定：2022年8月12日
13	鴨川シーワールド	当初認定：2022年10月25日
14	神戸どうぶつ王国	当初認定：2022年12月9日
15	横浜市立金沢動物園	当初認定：2023年2月28日
16	天王寺動物園	当初認定：2024年7月25日
17	足立区生物園	当初認定：2024年7月30日
18	那須どうぶつ王国	当初認定：2024年9月3日
19	京都薬用植物園	当初認定：2024年11月25日
20	日立市かみね動物園	当初認定：2024年12月5日
21	横浜市立よこはま動物園	当初認定：2024年12月5日
22	東京都多摩動物公園	当初認定：2024年12月27日

認定された22施設で飼育・栽培される国内希少野生動植物種は計77種。このうち30種において生息域内保全に資する取組が実施されている。

令和7年1月末時点で計22施設を認定。5施設で更新認定。

認定希少種保全動植物園等制度アンケート調査実施概要



<アンケート実施目的・対象>

- ・本アンケート調査は、以下の4団体に加盟し、国内で動植物を飼育・栽培している300施設を対象に、種の保存法における国内希少野生動植物種（以下、国内希少種）及び国際希少野生動植物種（以下、国際希少種）の飼育・栽培状況、認定動植物園制度の活用状況、生息域外保全等の実施状況の実態把握のために実施した。

公益社団法人 日本動物園水族館協会（日動水）
 一般社団法人 日本水族館協会（日水協）
 任意団体 全国昆虫施設連絡協議会（全昆連）
 公益社団法人 日本植物園協会（日植協）

※複数団体に加盟する施設があるため、以降のアンケート結果について
 各項目の総施設数と各団体加盟施設の総数は一致しない

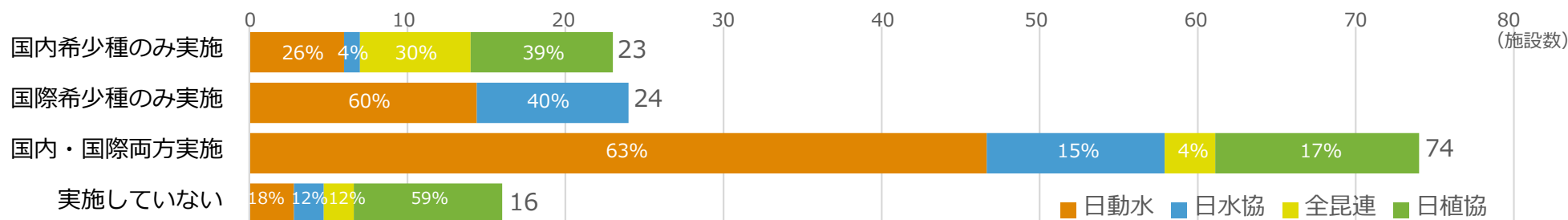
各団体におけるアンケート回答状況

	加盟施設数	回答数	回答率
日動水	139	85	61%
日水協	52	29	56%
全昆連	22	13	59%
日植協	120	35	29%

<回答数・回答率>

- ・アンケート回答数は137件となり、回答率は約46%となった。団体別では日動水、日水協、全昆連が約6割程度の回答率であったが、日植協については約3割程度の回答率に留まった。

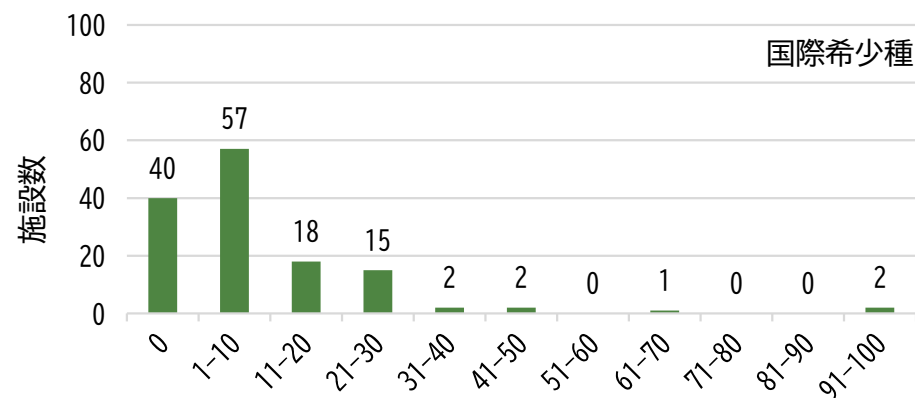
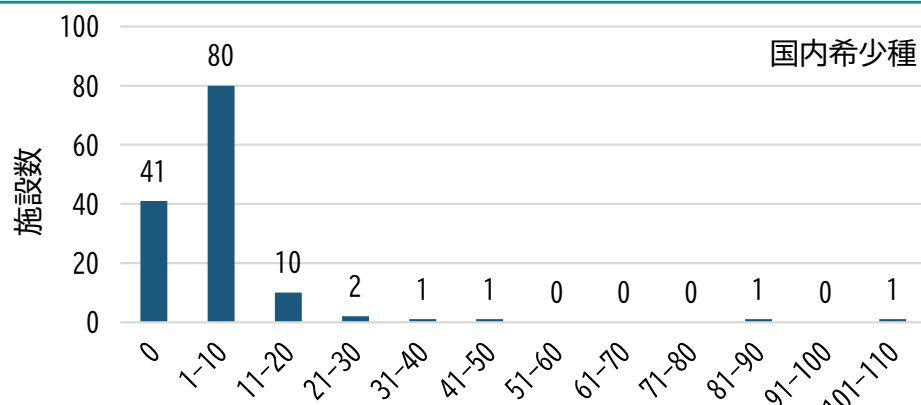
- 回答施設（137施設）の内訳（重複加盟あり）は、日本動物園協会（84施設）、日本水族館協会（28施設）、日本植物園協会（34施設）、全国昆虫施設連絡協議会（10施設）となり、回答施設のうちの121施設（約88%）で国内・国際希少種の飼育・栽培を実施している。特に、国内・国際希少種の両方を飼育・栽培しているのが74施設と最も多い。



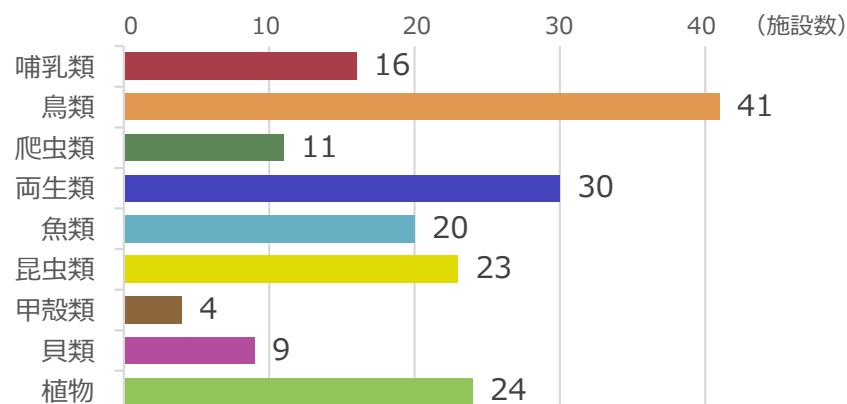
動植物園における国内・国際希少種の飼育・栽培実績（総回答数：137施設）

国内・国際希少種の飼育・栽培実施状況

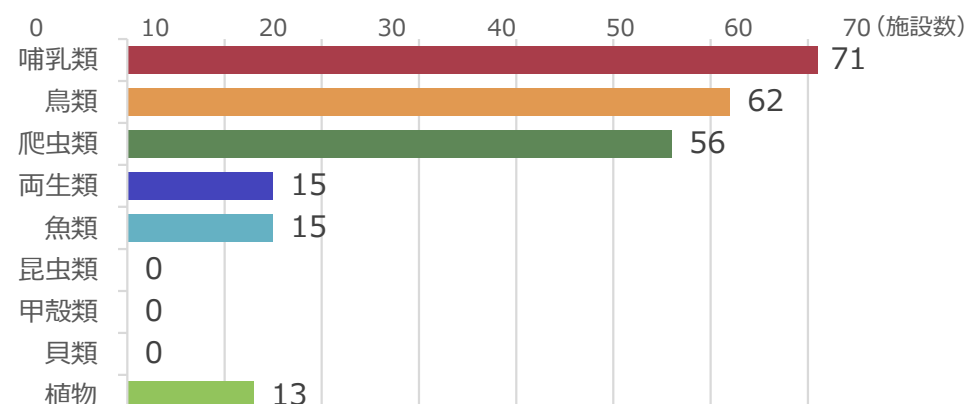
- 国内希少種の飼育・栽培種数は、1～10種以下の施設が80施設で約6割を占め、次いで0種の41施設が約3割を占める。
- 国際希少種の飼育・栽培種数は、1～10種以下の施設が57施設で約4割を占め、次いで0種の40施設が約3割を占める。また、1～30種以下の施設合計が90施設となり、飼育・栽培している施設のうち約9割を占めた。
- 国内希少種の動物では鳥類を飼育する施設が最も多かった（41施設）。次いで両生類（30施設）と昆虫類（23施設）であった。これらは特定第二種のサンショウウオ類やタガメ、ゲンゴロウを飼育する施設が多く含まれると考えられる。
- 国際希少種では哺乳類（71施設）、鳥類（62施設）、爬虫類（56施設）の順で多く、この3分類群で約8割となる。
- 少数ではあるが、90種を超える国内希少種・国際希少種を飼育・栽培する施設の存在も確認された。



国内希少種および国際希少種の飼育・栽培種数



国内希少種（97施設）

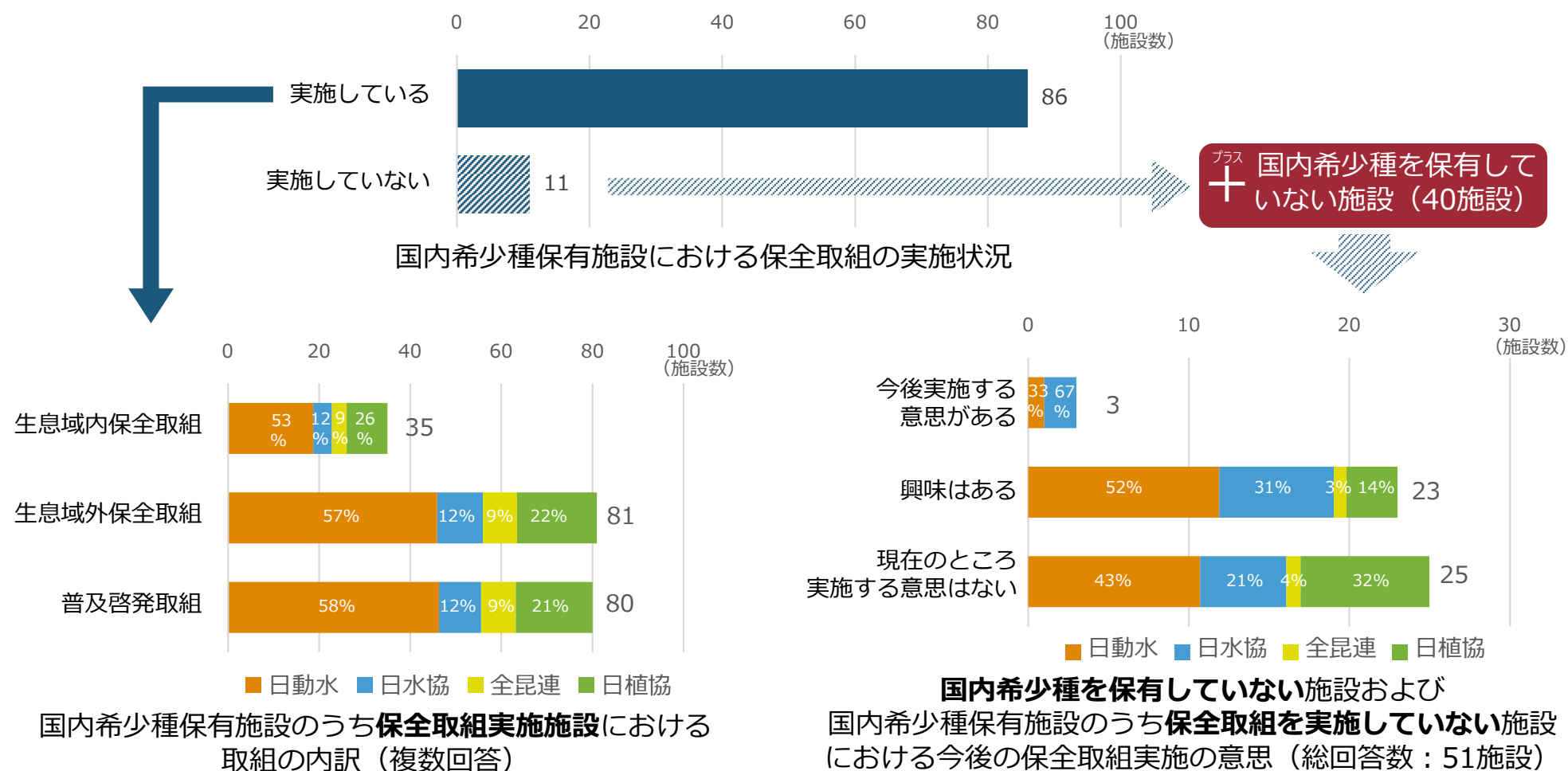


国際希少種（98施設）

分類群毎の国内希少種および国際希少種の飼育・栽培施設数

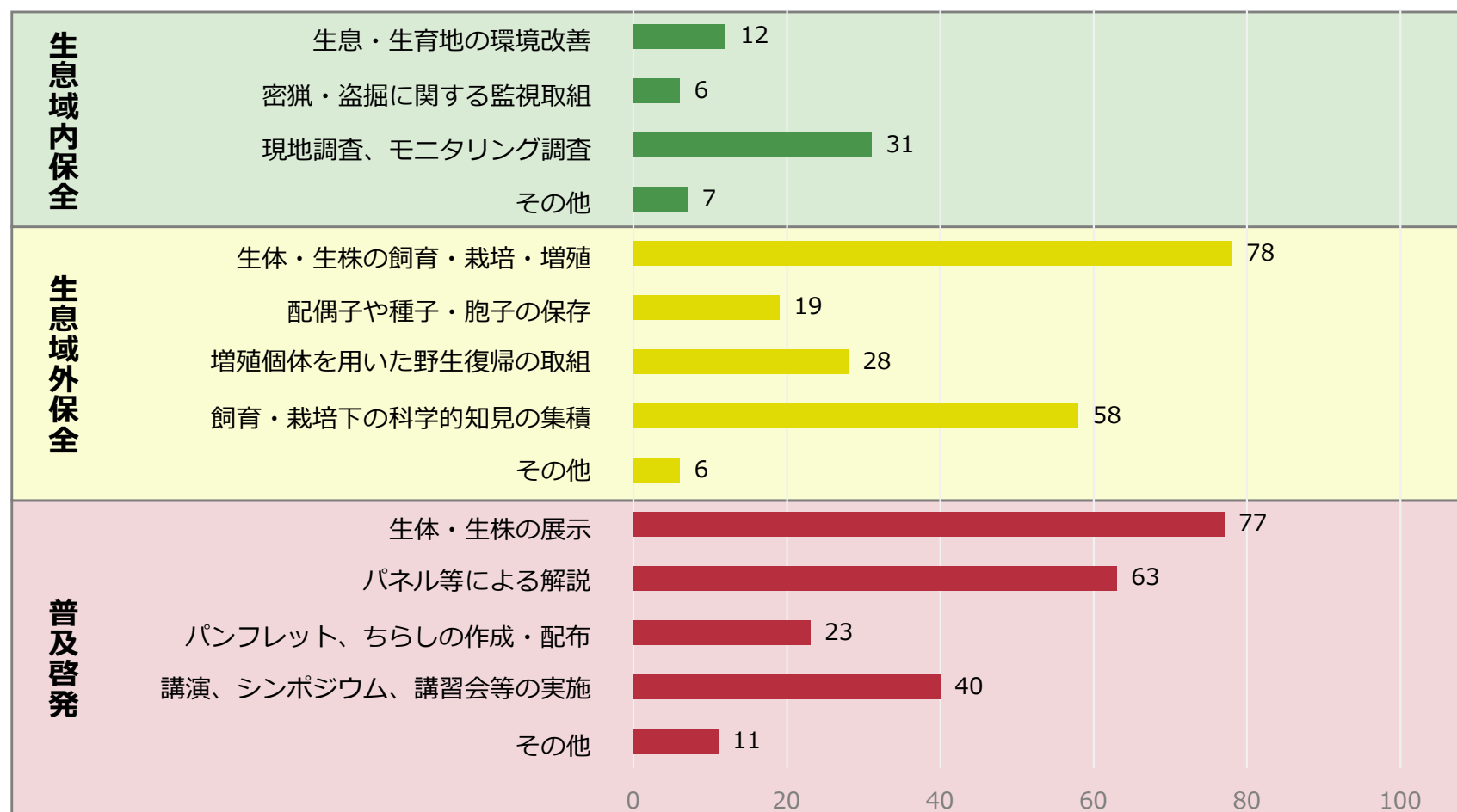
国内希少種の保全取組実施状況

- 国内希少種の飼育・栽培を実施（以下、「国内希少種を保有」という。）している97施設の内、86施設が保全取組を実施していた。
- 国内希少種の保全対策としては、生息域外保全（82施設）と普及啓発取組（81施設）が多いが、生息域内保全取組を実施または参加している施設も35施設あった。
- 国内希少種を保有していない施設及び国内希少種の保全取組を実施していない施設における今後の保全取組実施の意思については、「今後実施する意思がある」が3施設、「興味はある」が23施設あり、約5割の施設が保全取組に一定程度前向きな状況であることがわかった。



国内希少種の保全取組実施状況

- 生息域内保全では現地調査の実施が多く、一部で生息・生育地の環境改善や監視取組の実施も見られる。
- 生息域外保全では、飼育・栽培増殖や科学的知見の集積が多く、野生復帰取組に参加している施設が比較的にみられる。一方で、配偶子や種子・胞子の保存については実施施設が限られる。
- 普及啓発取組については、回答施設内での生体・生株の展示やパネル等による解説、講演・シンポジウム・講習会等の実施が多い一方で、パンフレット・ちらしの作成配布は少なめとなる。これ以外に、その他として、SNS等でのWeb上での発信や教育機関での出張講演等の様々な取組が一部では見られた。



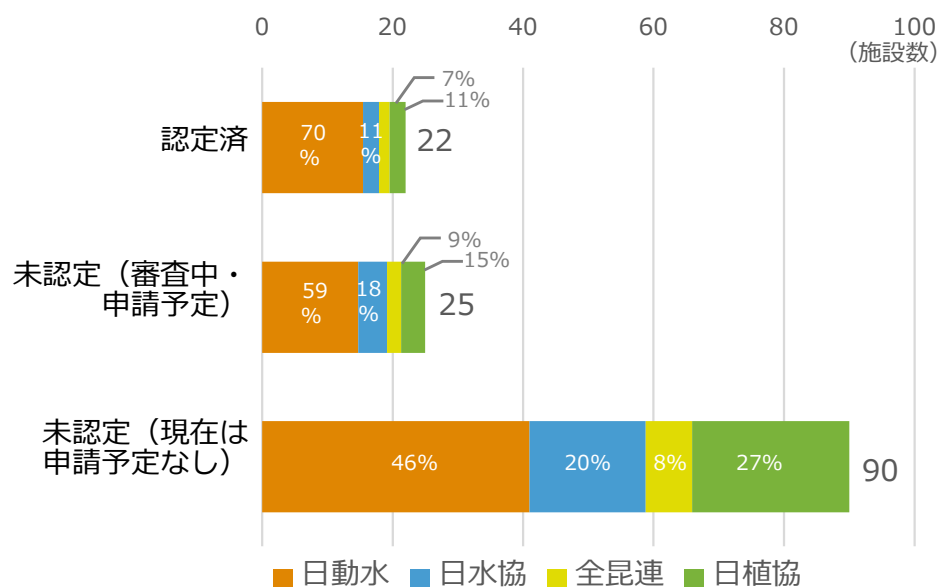
国内希少種の保全取組実施施設における実施項目と実施施設数（複数回答）

認定希少種保全動植物園等制度の認知度と認定状況について

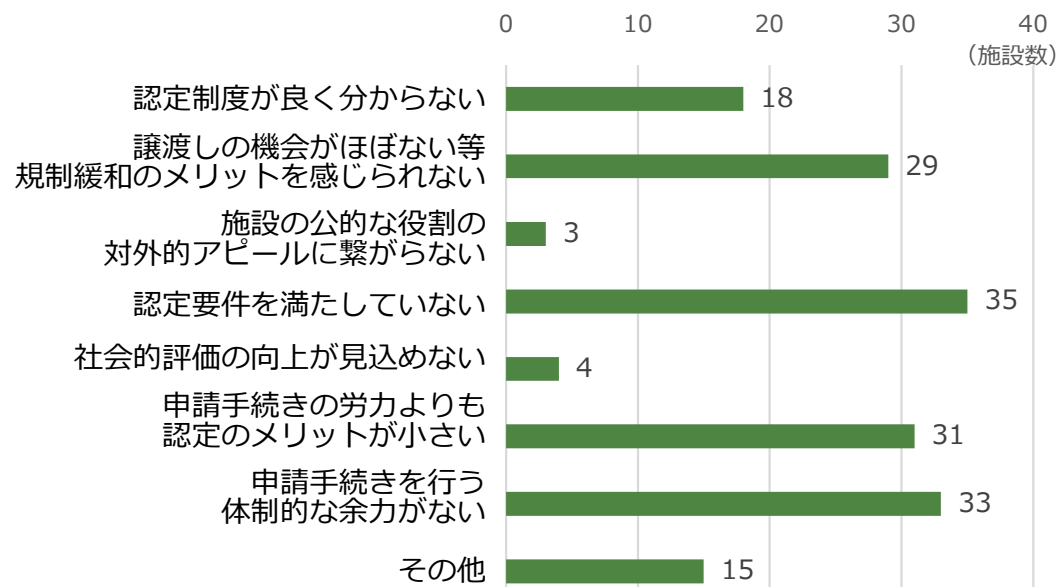
- 認定希少種保全動植物園等制度について「良く知っていた」「ある程度知っていた」と答えた施設は83施設（約61%）で、「詳しく解らない」「良く解らない」と答えた施設は54施設（約39%）となった。
- 現在、認定希少種保全動植物園について「認定済み」は22施設、「審査中・申請予定」が25施設となり、これらを合計すると47施設となった。一方で、申請予定のない施設は90施設（約65%）となった。
- 認定希少種保全動植物園等の認定状況は、認定済、審査中・申請予定ともに、日植協加盟施設と全昆連加盟施設で少ない結果となった。
- 申請予定なしの施設において申請が難しいと考える理由では、「認定要件を満たしていない」「申請手続きを行う体制的な余力がない」「申請手続きの労力よりも認定のメリットが小さい」の順で多かった。



認定希少種保全動植物園等制度の認知度（総回答数：137施設）



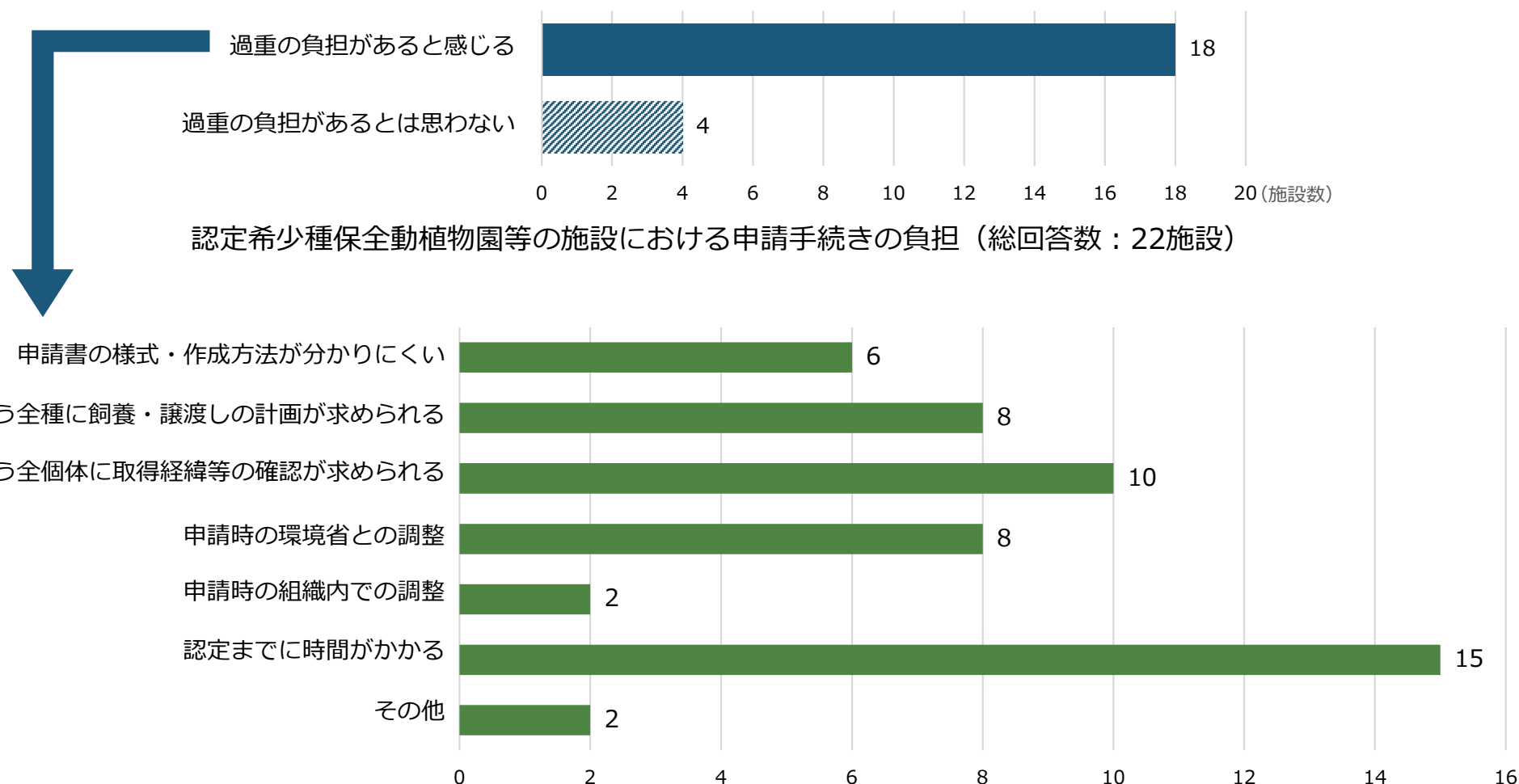
認定希少種保全動植物園の認定状況および申請予定（総回答数：137施設）



申請予定がない施設における申請が難しいと考える理由（総回答数：90施設）

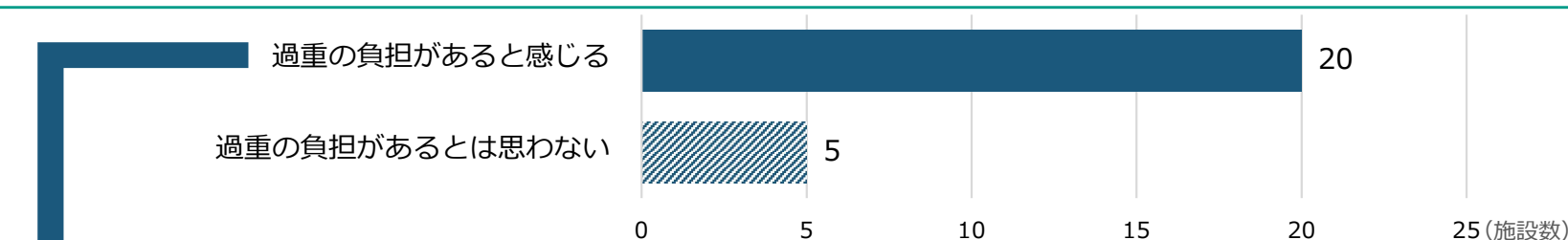
申請手続きにおける負担（認定希少種保全動植物園等施設）

- 既に認定済の施設（22施設）のうち、認定手続きについて過重の負担を感じている施設が18施設（約82%）となった。
- 過重の負担を感じている理由としては、「認定までに時間がかかる」が最も多く、次いで、「対象個体すべてについて取得経緯等の確認が求められる」となった。

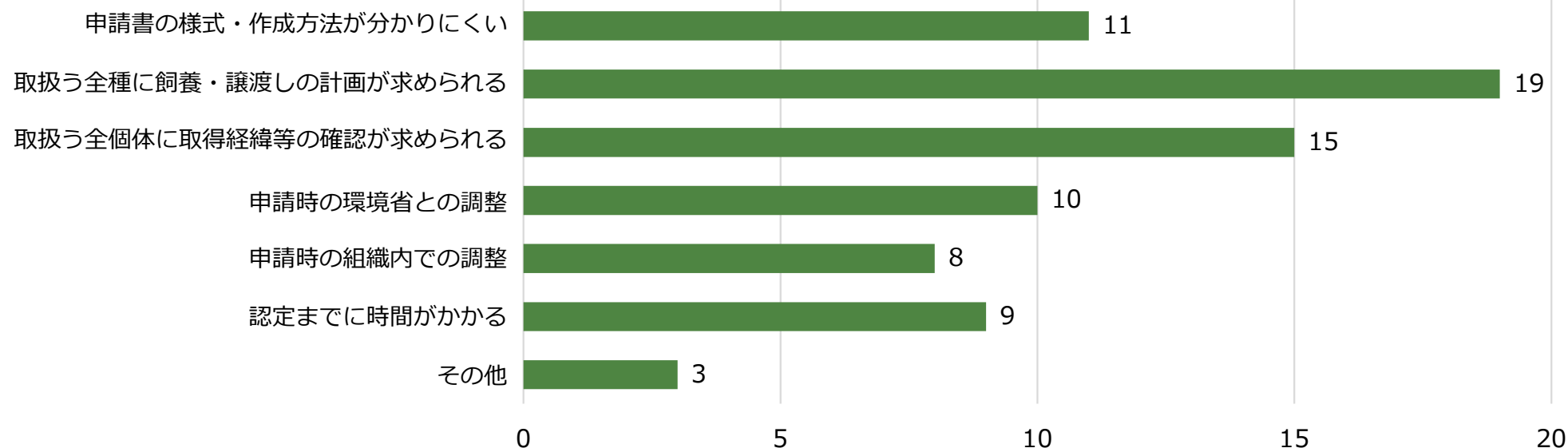


申請手続きにおける負担（申請中・申請予定の施設）

- 審査中及び申請予定の施設（25施設）のうち、認定手続きについて過重の負担を感じている施設が20施設（約80%）となった。
- 過重の負担を感じている理由として、「取り扱う国内・国際希少種すべてについて飼養等及び譲渡し等の計画が求められる」が最も多く、次いで、「取り扱う国内・国際希少種の個体すべてについて取得経緯等の確認が求められる」となった。



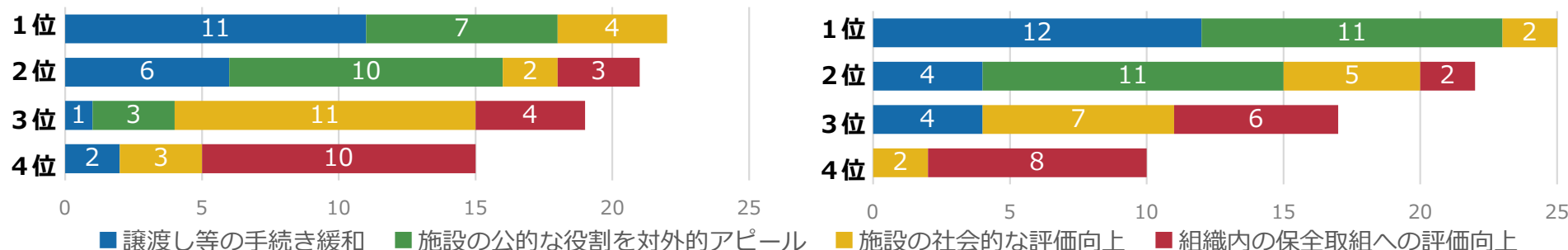
審査中・申請予定施設における申請手続きの負担（総回答数：25施設）



審査中・申請予定施設における申請手続き負担の内訳（複数回答, 過重の負担があると回答した20施設を対象）

申請理由および認定を受けたことによる効果

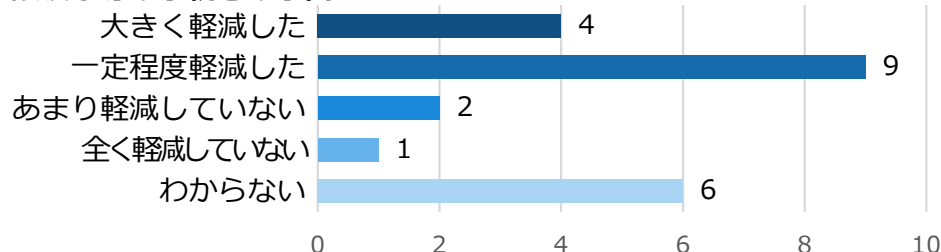
- 申請理由については、認定施設、審査中・申請予定施設のいずれにおいても、1位は「譲渡し等の手続き緩和」であった。審査中・申請予定施設は、約9割が「認定により施設の公的な役割を対外的に示すことができる」を挙げている。
- 認定後の効果や影響については、約半数の施設で、施設の役割（種の保存への貢献）を対外的なアピールに活用していることがわかった。一方、社会的な評価向上については、「あまり変化はない」「わからない」で16施設となり、「一定程度評価が高まった」とする5施設よりも多い結果となった。



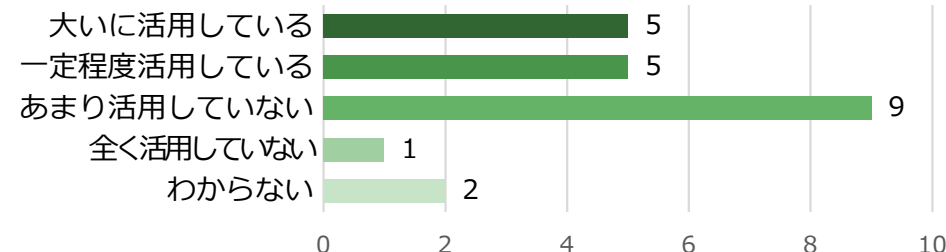
認定希少種保全動植物園等施設における
申請理由（複数回答）

審査中・申請予定施設における申請理由（複数回答）

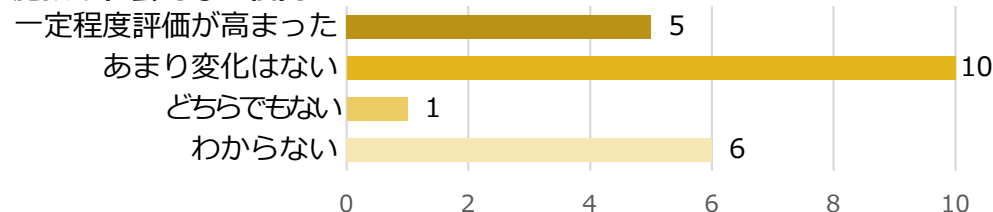
譲渡し等の手続きの手間



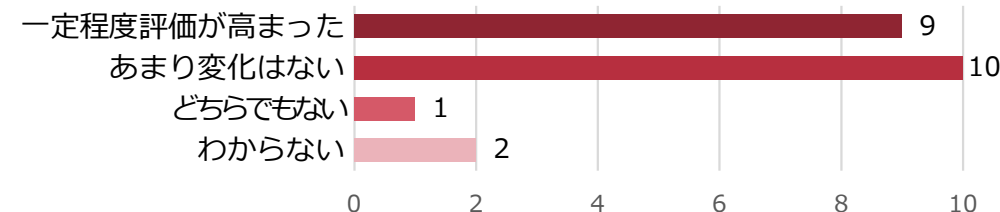
施設の公的な役割の対外的アピール



施設の社会的な評価向上



組織内の保全取組への評価向上



認定希少種保全動植物園等施設における認定後の効果や影響

認定希少種保全動植物園等制度の現状と課題のまとめ



- 認定希少種保全動植物園等制度の運用が開始されて6年が経過し、22施設が認定され、認定施設で飼育・栽培されている国内希少野生動植物種は77種となった。認定数の年平均は3.7件となった。アンケートで多くの認定施設が手続きに過重の負担があると回答しており、その理由として認定までに時間がかかることをあげている。手続き時間を短縮させるための運用改善を図っていく必要がある。
- アンケート結果から、少数ではあるが、90種を超える国内・国際希少種を保有する施設があることも確認された。そうした一部の施設においては、本制度で求める申請手続きの負担が大きすぎることなどから、申請を断念していることも考えられる。
- アンケート結果から、今回回答のあった施設の約7割の施設で国内希少種を保有しており、そのうち約9割で保全取組が実施されていることが明らかとなった一方、認定審査中・申請予定（以下、「申請予定等」という）の施設は25施設にとどまった。本制度について、約4割の施設が「詳しくは解らない」又は「よく解らない」と回答しており、また自由記述で説明会を希望する意見もあったことから、本制度に関する動植物園等への継続的な周知等に取り組む必要がある。
- 本制度では、保有する国内・国際希少種の全種について、個体の飼養等及び譲渡し等の目的や個体の飼養等及び譲渡し等に関する計画、個体の取得経緯等（適法取得）を審査することとなっているが、繁殖や展示等が想定されない個体（違法売買等の摘発によって引受けた個体等）を保有する施設も一定数あり、そうした様々な事例に対して適切に審査できるよう、考え方の整理や運用改善に取り組む必要がある。
- 申請予定等の施設の多くが、認定を受けようと考えた理由として「種の保存への貢献など施設の公的な役割を対外的に示すことができると考えたため」を上位に挙げている。認定済みの施設において、保全取組が一層活発になり、社会的評価の向上や利益につながるといった流れをつくることで、認定の拡大にもつながると考えられる。